

質問に お答えします

問 給料支払いについて、現金支払いが原則であると聞いたことがあります。今は、ほとんどが銀行口座振込みとなっていますが、どうしてでしょうか。

答 労働基準法第24条において、賃金は、原則、通貨で、直接労働者にその全額を支払わなければ

ならない。また、賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならぬとされています。これが賃金支払いの5原則といわれるもので、賃金の現金支払いもその一つです。

この原則の例外としては、次のようなものがあります。

法令や労働協約に定めがある場合には、現物給

働組合があるときにはその労働組合、ないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合です。

この書面協定により無制限に控除ができるのでなく、購買代金、社宅費等事理明白なものに限りません。臨時支払いの賃金、賞与等は、毎月1回以上、一定期日支払いの原則の例外です。

給 料 の 支 払 い

与等の通貨以外のもので支払うことができます。労働者の同意を得た場合には、労働者が指定する銀行等に対する労働者の預金等への振込みが認められています。賃金の一部を控除して支払うこと認められるのは、所得税法等法令に別段の定めがある、所得税、健康・厚生年金保険料、雇用保険料などで、また、労働者の過半数で組織する労

賃金の銀行口座振込みの際に、振込み手数料をどちらが負担するかについては、法令等での定めはありません。書面による賃金控除協定においては、「ペイペイ」「d払い」等を運用する「資金移動業者」のうち、資金

決済法の監督省庁である金融庁のルールに加え、新たに厚生労働省が設けたルールで基準を満たす事業者のみが「指定資金移動業者」として、その口座への資金移動による賃金支払いが可能となります。

この場合、銀行口座への賃金支払いも併せて選択できるようになればなりません。新たに厚生労働省が設けたルールとは、8つありますが、口座残高の上限額を100万円以下に設定していきること、破綻などに対し、弁償保証する仕組み、10年間は口座残高を受け取ることができます。その後、労使協定を締結した上で、労働者は留意事項の説明を受け理解したうえで、同意書を提出して、支払開始希望時期以降、賃金を指定資金移動業者の口座へのデジタル払いを受け取ることができます。

● 本誌6ページ「行政の焦点」も合わせてご覧ください。

賃金の一部をキャッシングユーレス決済口座に振込む「デジタル給与払い」が解禁されます。改正省令が令和4年11月28日に公布され、令和5年4月1日から施行されます。銀行口座振込みと同様、労働者の同意を得なければなりません。

とは、8つありますが、口座残高の上限額を100万円以下に設定していきること、破綻などに対し、弁償保証する仕組み、10年間は口座残高を受け取ることができます。その後、労使協定を締結した上で、労働者は留意事項の説明を受け理解したうえで、同意書を提出して、支払開始希望時期以降、賃金を指定資金移動業者の口座へのデジタル払いを受け取ることができます。